

柳川高等学校同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は柳川高等学校同窓会と称す。
- 第2条 本会は会員相互の親睦と柳商学園の発展の助成を図るをもって目的とする。
- 第3条 本会は下記の事業を行う。
1. 会報の発行
 2. 学園の発展に寄与する事
 3. 会員の親睦をはかる事
- 第4条 本会は本部を柳商学園内に置く、必要なる地域には支部を置く事が出来る。
- 第5条 本会は毎年6月の第1日曜日に1回総会を開く、会長、役員において必要と認めた時は臨時総会を開く事が出来る。
総会には会則を改訂し、役員の改選その他の重要事項を議決する。

第2章 会 員

- 第6条 本会は会員を分つて正会員、準会員、特別会員及び名誉会員の4種とする。
- 第7条 柳商学園の本科卒業生を正会員とする。
- 第8条 柳商学園に在学した者で、役員会の承認した者は準会員になることができる。
- 第9条 柳商学園において教職にあるもの及び教職にあったもので役員会で推薦したものを特別会員とする。
- 第10条 前条に掲げたる以外で本会と特別関係があり役員会で推薦したもの�名誉会員とする。
- 第11条 会員は勤務先、現住所の異動その他身上の変動を本部又は支部へ通知しなければならない。
- 第12条 会員にして本会の体面を汚す行為のあったものは役員会の議決により除名することがある。

第3章 入 会 金

- 第13条 入会金（終身会費）10,000円を3年間で分納しなければならない。ただし、令和2年度入学生より施行する。

第14条 準会員として承認された者は、即座に入会金として10,000円を納入しなければならない。

第4章 役 員

第15条 本会は下の役員を置く。

1. 名誉会長1名 会長1名 副会長10名以内
理事若干名 監事2名 相談役 顧問 各支部長
2. 地方公共団体の長、同議会議員及び役員会において推せんされた者を相談役とする。
3. 会長及び副会長を退任した者を顧問とする。

第16条 1. 会長、副会長及び監事は各支部から選出された選考委員の推せんした者を役員会において選任し、総会で承認を得る。
2. 副会長の中から合議の上、筆頭副会長を選任する事ができる。
3. 会長は事務局長、会計を指名できる。

第17条 下に掲げる者を以て理事とする。

1. 総会において選挙せられたもの。
2. 常時10名以上の会員が勤務している職域から1名。
3. 正会員で柳商学園の教職員であるもの。

第18条 総会において選挙された理事の数は若干名とする。

第19条 役員を以て役員会を組織し、総会で決定すべき事項を除き一切の会務を決定し、且つ執行する。

第20条 役員の任期は次の如くである。但し再任は妨げない。

会長・副会長2年 理事2年 監事2年

第21条 理事のうち若干名を常任理事とし、役員会において決定するものとする。

第22条 役員はすべて名誉職である。

第5章 会 議

第23条 本会は下記の会議を置く。

1. 三役会議 会長、副会長、事務局で構成する。
2. 役員会 会長、副会長、各支部長、事務局で構成する。
3. 評議員会 会長、副会長、各支部長、評議員、事務局で構成する。

第6章 会 計

第24条 会計事務は柳商学園同窓会事務局に置く。

- 第25条 本会の会費は、会費・寄付金その他の収入金を以て支弁す。
- 第26条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
- 第27条 每期定期総会に於て会長は会計報告をしなければならない。

第7章 支 部

- 第28条 会員10名以上存在する地域には支部を設ける事が出来る。
但し、特別事情のある地域にして役員会が承認した時はその人員を制限
しない。支部には、支部長、副支部長、監事、会計、評議員を置くことが
出来る。
- 第29条 支部を設けた時は支部規則に事務所所在地その他現在会員の氏名を添え
本部に通知せねばならない。
前項氏名録には現住所、電話、職業、勤務先及びその所在地等を記さね
ばならない。
- 第30条 支部に関する費用は当該支部の負担とする。
- 第31条 支部に於ける重要事項は遅滞なく本部へ通知せねばならない。

附 則

本会則は昭和29年5月9日から施行する。

昭和57年5月23日一部改正
昭和58年5月22日一部改正
昭和59年5月27日一部改正
昭和60年10月27日一部改正
昭和61年10月26日一部改正
平成5年10月25日一部改正
平成7年10月22日一部改正
平成8年10月27日一部改正
平成14年10月27日一部改正
平成16年10月24日一部改正
平成28年10月23日一部改正
平成29年6月4日一部改正
令和2年6月7日一部改正